

平成21年6月29日の熊本日日新聞（朝刊）に  
掲載された「誰のためのダムなのか」について

標記に関しまして、平成21年6月29日付で熊本日日新聞社編集局長様あてに、別紙の書簡を発出いたしました。

平成21年6月29日

問い合わせ先 九州地方整備局 河川部  
河川調査官 藤巻 浩之(内線3513)  
電話 092-471-6331 (代表)

平成21年6月29日

熊本日日新聞社  
編集局長様

国土交通省九州地方整備局  
河川部 河川調査官

貴紙掲載記事「誰のためのダムなのか」について

拝啓、平素より九州地方整備局の国土交通行政に関しましてご高配を賜り御礼申し上げます。

さて、貴社が、平成21年6月29日付貴紙朝刊（12-13面）に掲載した「誰のためのダムなのか」と題した記事について、社会的影響力が大きく、正確かつ公平さが求められる報道機関として不適切な表現が散見されることから、その主旨について下記のとおりご質問いたします。

九州地方整備局としては、利水事業に関する訴訟判決を受けて利水者等により進められてきた新利水計画の策定が遅れたため、土地収用法に基づく収用裁決申請を取り下げましたが、川辺川ダム建設事業に何ら違法な手続きはないと考えておりますので、標記記事に事実誤認があれば訂正記事の掲載をお願いいたします。

なお、標記記事については、私どもとしても説明責任があると考えており、本記事に関する今後の貴社との書簡の往復は、公開の扱いとさせていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

記

「公共事業は法にかなわなければならない」において、「法犯してまで強行突破しても壁は立ちはだかる」との見出しを付し、記事文中においても「治水でも法の壁に事業が阻まれた」、「川辺川ダムでは「法」を犯してまで事業を強行しようとした。」などと断じておられますが、川辺川ダム建設事業のどの部分が法を犯しているとお考えなのか、明確にご回答頂きますようお願いいたします。